

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
三五七番一地先まで	比企郡川島町大字三保谷字元宿三六四番一地先から同郡同町大字三保谷字元宿	区間
一〇・〇一〜三〇・八五	一〇・〇一〜一〇・三四	敷地の幅員 (メートル)
一七一・一五		延長 (メートル)
首都圏中央連絡自動車道整備に係る移管		備考